

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会の設置について

1 趣旨

平成30年7月18日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、本県での国民体育大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、県実行委員会を設置します。

また、同委員会において、三重とこわか大会の開催準備及び大会運営についても、併せて行えるよう体制を整備します。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置します。

(3) 役員、委員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てるものとします。

また、障がい者団体等の代表者を新たに委員とします。

3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、三重とこわか大会の開催準備等に関する事項を追加するため、準備委員会の会則等を改正します。

また、これまでの準備委員会で決定された方針、計画及び関係諸規程等については、「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものを「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」に読み替えるものとします。

参考事項：国民体育大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。